

FastCheckout byGMO ソフトウェア使用許諾規約

契約申込者は、当社が提供するキャッシュレス決済自動精算機用ソフトウェア「FastCheckout byGMO」及びその関連ドキュメント（以下「本件ソフトウェア」と総称します。）の使用許諾（以下「本件使用許諾」といいます。）のお申し込みをされるのに当たって、この規約（以下「本規約」といいます。）の全文をご確認の上、本規約に同意いただく必要があります。

第1章 総則

第1条 （適用）

本規約は、当社による本件使用許諾の条件及び契約者と当社との間の権利義務関係を定めることを目的とし、契約者と当社との間の本件使用許諾に関連する一切の關係に適用されます。

第2条 （定義）

本規約において使用される用語は、以下に定める意味を有します。

- (1) 「当社」とは、GMO ヘルステック株式会社（GMO Healthtech, Inc.）をいいます。
- (2) 「本規約」とは、この FastCheckout byGMO ソフトウェア使用許諾規約をいいます。
- (3) 「本件ソフトウェア」とは、当社が提供するキャッシュレス決済自動精算機用ソフトウェア「FastCheckout byGMO」及びその関連ドキュメントをいいます。
- (4) 「本件ハードウェア」とは、当社が提供するキャッシュレス決済自動精算機であって、提供時に本件ソフトウェアがインストールされているものをいいます。
- (5) 「本件使用許諾」とは、当社が本件ソフトウェアの使用許諾を行うことをいいます。
- (6) 「本件使用許諾契約」とは、本規約を契約内容として、契約申込者と当社との間で締結される、当社の本件使用許諾を受ける旨の契約をいいます。
- (7) 「本件使用料金」とは、本件使用許諾及び本件保守サービスの対価をいいます。
- (8) 「本件ハードウェア提供契約」とは、当社が別途定める本件ハードウェアの提供に係る規約（URL：<https://terms.gmo-healthtech.com/hc/ja/articles/48315932365081>）を契約内容として成立する、当社が契約者に本件ハードウェアを無償又は有償で提供する旨の契約をいいます。
- (9) 「契約申込者」とは、本件使用許諾契約締結の申込みをする者をいいます。
- (10) 「契約者」とは、当社との間で本件使用許諾契約を締結した者をいいます。
- (11) 「契約者設備」とは、契約者が所有又は管理するコンピュータ、サーバ、ケーブル、インターネット通信機器、システム、ソフトウェア（OS、ブラウザ、ウイルスセキュリティソフトを含みます。）、アプリケーションその他設備をいいます。本件ハードウェアは、契約者設備に含まれません。
- (12) 「登録情報」とは、契約者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、支払情報その他の本件使用許諾契約の当事者である契約者ご自身に関する情報をいいます。
- (13) 「契約者情報」とは、登録情報を除く、契約者が本件ソフトウェアにより保存した情報及び本件ソフトウェアを使用する過程で保存された情報をいいます。
- (14) 「加盟店契約」とは、SB C&S 株式会社との間で締結される SB C&S 株式会社の決済サービスを利用する旨の契約をいいます。
- (15) 「書面等」とは、書面及び電磁的記録をいう。
- (16) 「法令等」とは、条約、法律、条例、政令、省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達、ガイドライン、行政機関の命令・政策、自主規制機関及び金融商品取引所の規則等をいう。

- (17)「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。
- (18)「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの者と密接な関わりを有する者若しくはこれらに準じる者をいいます。

第3条 （本規約の変更）

1. 当社は、法令等の変更、行政機関の指導、その他事業運営上の必要が生じた場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規約の規定を変更することができます。当社が当該変更を行おうとする場合、変更を行う旨及び変更後の規定並びにその効力発生時期を、事前に契約者に通知するものとします。契約者が変更の効力発生日以降も本件ソフトウェアを使用した場合、契約者は当該変更に同意したものとみなします。
2. 前項の規定にかかわらず、変更後の規定が契約者の一般の利益に適合する場合は、事前の周知を要することなく、即時に、契約者と当社との間で新しい規定に基づく本件使用許諾契約の効力が生じるものとします。

第2章 本件使用許諾契約

第4条 （本件使用許諾契約の締結）

1. 契約申込者が、当社所定の方法により本件使用許諾契約締結の申込みを行い、当社がこれに対して本件ハードウェアを契約者に発送し、本件ハードウェアが契約者に到達した時に、契約者と当社との間に本件使用許諾契約が成立します。但し、契約申込者と SB C&S 株式会社の間に加盟店契約が成立していなかった場合はこの限りではありません。
2. 契約申込者が前項の申込みを行った場合、契約申込者は当社に提供した登録情報が真実かつ正確であることを表明及び保証し、かつ、本規約に同意した上で、本件使用許諾契約締結の申込みを行ったものとみなします。
3. 契約申込者が、本件使用許諾契約締結の申込みをしたときは、当社の書面等による承諾がない限り、当該申込みの撤回をすることはできません。
4. 当社は、契約申込者による第 1 項の申込みを受けた場合、契約申込者が以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるとき（以下「契約締結拒否事由」という。）は、当該申込みに対する承諾をお断りすることができます。当社は、契約申込者の申込みに対する承諾のお断りの理由について開示する義務を負いません。
 - (1) 本規約違反があるとき
 - (2) 過去に、本規約違反があったとき
 - (3) 医療機関の開設者でないとき
 - (4) 開設する医療機関に医師免許を有する者がいないとき
 - (5) 開設する医療機関が日本に住所を有しないとき
 - (6) 監督官庁より営業（医師免許、医業、医療機関の業務及び保険医療機関の指定を含む。）の取消又は停止等の処分を受けたことがあるとき
 - (7) 登録情報に虚偽、誤り又は不十分な内容があるとき
 - (8) 契約申込者に当社が通知してから 10 営業日以上返信がない等連絡不能になったとき
 - (9) クレジットカード会社の支払承認が受けられないことが明らかになったとき、クレジットカード又はデビットカード（以下「クレジットカード等」と総称す

- る。)の不正利用があるとき
(10) 反社会的勢力に該当するとき
(11) 上記各号の他、当社が合理的理由により利用申込みをお断りする必要があると判断したとき

第5条 (加盟店契約の締結)

1. 契約申込者は、本件使用許諾契約締結の申込みと同時に、SB C&S 株式会社が定める契約条件に従い、加盟店契約締結の申込みを行うものとします。
2. 加盟店契約が成立しない限り、本件使用許諾契約は成立しません。

第6条 (登録情報の変更)

契約者及び契約申込者は、その登録情報に変更があった場合、速やかに、当社所定の方法により当該変更を当社に通知するものとします。当該通知を速やかに行わなかったことにより契約者又は契約申込者に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。

第7条 (有効期間)

1. 本件使用許諾契約の有効期間につき、開始日は契約成立日とし、終了日は契約成立日を含む月の翌月から起算して 24 ヶ月目の末日とします。但し、以下の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、以後も同様とします。
 - (1) 有効期間満了の 3 ヶ月前までに契約者から当社に対する別段の意思表示がない場合：本件使用許諾契約は同じ条件で更に 12 ヶ月間更新される。
 - (2) 有効期間満了の 3 ヶ月前までに当社から契約者に対して本件使用料金その他の本件使用許諾の条件を変更する旨の通知をした場合であって、有効期間満了の 1 ヶ月前までに契約者から当社に対して本件使用許諾契約を更新しない旨の通知をしなかったとき：本件使用許諾契約は当該変更後の条件で更に 12 ヶ月間更新される。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、解約希望日の 3 ヶ月前までに当社所定の方法により当社に通知し、違約金として、有効期間の残存期間に係る本件使用料金を一括で当社に支払うことにより、本件使用許諾契約を解約希望日付で解約することができます。
3. 当社は、本件使用許諾の提供を終了しようとする場合は、本件使用許諾契約の有効期間満了の 12 ヶ月前までに契約者に通知するものとします。

第8条 (当社による解約)

1. 当社は、契約者が以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、事前に通知又は催告をすることなく、本件使用許諾契約を解約することができます。この場合、本件使用許諾契約の解約は当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
 - (1) 第 13 条 (禁止事項) に違反した場合
 - (2) 第 16 条 (使用料金及び支払方法) に定める本件使用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅滞した場合
 - (3) 本件ハードウェア提供契約に違反した場合
 - (4) 本件ハードウェア提供契約が解除された場合
 - (5) 本件ハードウェアの所有権を全て失った場合
 - (6) 本件使用許諾契約締結の申込みを行った時に契約締結拒否事由があった場合
 - (7) 登録情報にあるクレジットカード等が使用できない場合
 - (8) クレジットカード会社の支払承認が受けられないことが明らかになった場合、クレジットカード等の不正利用が発覚した場合又は不正利用の疑いがある場合

- (9) 契約者に通知してから 10 営業日以上返信がない等連絡不能になった場合
 - (10) 本件ソフトウェアの使用が 3 ヶ月以上ない場合
 - (11) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合、又は電子記録債権、手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (12) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (13) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又はご自身で申立てを行った場合
 - (14) 監督官庁より営業（医師免許、医業、医療機関の業務及び保険医療機関の指定を含む。）の取消又は停止等の処分を受けた場合
 - (15) 廃業した場合
 - (16) 契約者が死亡、又は解散した場合
 - (17) SB C&S 株式会社との間の加盟店契約が、原因の如何にかかわらず、終了したとき
 - (18) 上記各号の他、契約者と当社の間の信頼関係が失われ、本件使用許諾契約を継続し難い重大な事由が生じた場合
2. 前項に規定する場合以外に、契約者が本件使用許諾契約に違反し、当社が相当期間の定めをした是正の催告をしたにもかかわらず、契約者が当該催告後相当期間以内に当該違反を是正しなかった場合、当社は、本件使用許諾契約を解約することができます。この場合、本件使用許諾契約の解約は当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
 3. 前 2 項の場合、契約者が当社に対して負担する債務があるときは、当社に対して負担する当該債務の一切について当然に期限の利益を失うものとします。
 4. 第 1 項又は第 2 項により本件使用許諾契約が解約された場合、契約者は、解約日の翌月末までに、違約金として、有効期間の残存期間に係る本件使用料金を一括で当社に支払うものとします。

第9条 （本件使用許諾契約の終了の効力）

原因の如何を問わず、本件使用許諾契約の終了は、将来に向かってのみ効力が生じます。

第3章 本件使用許諾

第10条 （使用許諾）

1. 当社は、契約者が本規約及び本件ハードウェア提供契約の規定を遵守する限りにおいて、下表のとおりの本件ソフトウェアの使用方法及び条件の範囲内で、契約者に対して本件使用許諾を行います。

使用方法及び条件	内容
使用目的	契約者の医療機関において診療報酬の精算を行うこと
使用期間	本件使用許諾契約の有効期間中
使用地域	日本国内
動作環境	本件ハードウェア

2. 本件使用許諾は、有償、譲渡不可、再許諾不可及び非独占的なものとする。
3. 本件使用許諾には、本件ソフトウェアについて、複製、翻案（改変）、譲渡、頒布、貸与又は公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことの許諾は含まれません。

第11条 （保守サービス）

1. 契約者は、本件使用許諾に伴い、当社より、以下の各号に掲げるサービス（以下「本件保守サービス」という。）の提供を受けることができます。

- (1) 法令改正及び診療報酬改定に伴う本件ソフトウェアのアップデート
 - (2) 当社が必要に応じて行う本件ソフトウェアの仕様変更、機能変更及びバージョンアップ
 - (3) 本件ソフトウェアのエラー、バグ、障害及び不具合の調査及び修補
 - (4) 本件ソフトウェアに関する情報提供及び問合せの受付
2. 本件保守サービスの対象は、本件ソフトウェアに限ります。
 3. 本件保守サービスのうち、第1項第1号から第3号までの提供方法は、インターネットを利用したリモート接続及びデータ送信に限ります。
 4. 本件保守サービスのうち、第1項第4号の問合せの受付方法は、電話及びウェブサイトに限ります。

第12条（再委託）

当社は、本件保守サービスの提供に関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。

第13条（禁止事項）

契約者は、本件ソフトウェアの使用に関して、以下の各号に掲げる事項に該当する行為又は該当するおそれがある行為をしてはなりません。

- (1) 法令等違反又は犯罪行為
- (2) 公序良俗違反
- (3) 医療倫理違反
- (4) 本件使用許諾における使用方法又は条件の範囲外の行為
- (5) 第三者に本件ソフトウェアを使用又は利用させること
- (6) 第三者に対して本件使用許諾に係る使用権を譲渡すること
- (7) 第三者に対して本件使用許諾の再許諾をすること
- (8) 本件ソフトウェアの複製、翻案（改変を含む。）、譲渡、頒布、貸与又は公衆送信（送信可能化を含む。）をすること
- (9) 本件ソフトウェアに係る著作権表示又は商標を改変又は消去すること
- (10) 本件ソフトウェアのリバースエンジニア、逆アセンブル、逆コンパイルその他の解析行為をすること、又は本件ソフトウェアのソースコードを得ようとする
- (11) 前各号の他、本件使用許諾契約の趣旨に反すると当社が合理的に判断した行為

第14条（契約者設備）

1. 契約者は、本件ソフトウェアを使用するための契約者設備を自己の責任と負担により構築するものとします。
2. 契約者は、契約者設備について、自己の責任と負担により情報セキュリティを確保するものとします。

第15条（契約者の義務）

契約者は、本件ソフトウェアの使用に関して、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 本件ソフトウェアを本件ハードウェア上でのみ動作させること
- (2) 本件ハードウェアが正常に動作している環境で本件ソフトウェアを動作させること
- (3) 当社が行う本件ソフトウェアのアップデート、仕様変更、機能変更及びバージョンアップを即時に適用すること
- (4) 前各号の他、本件ソフトウェアの動作にあたって、当社が別途開示するマニュアル、手順、ガイド等に従うこと

第4章 使用料金

第16条（使用料金及び支払方法）

1. 本件使用料金は、月額 1 万円（税込）とします。
2. 本件使用料金の支払いについて、契約者は、当月分の本件使用料金を毎月 1 日に当社に支払うものとします。
3. 本件使用料金の支払方法は、クレジットカード又はデビットカードによる決済に限りまします。
4. 契約者が本件使用料金の支払いを遅滞した場合、契約者は、当社に対し、支払期日の翌日から完済済みまで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
5. 本件使用許諾契約が、解約その他の原因の如何を問わず、終了した場合であっても、当社は契約者による支払済みの本件使用料金について返還義務を負いません。

第5章 一般条項

第17条（知的財産権）

本件ハードウェア又は本件ソフトウェアに係る知的財産権及び営業秘密・ノウハウ等は、その全てが当社又は当社に利用許諾をした第三者に帰属し、本件使用許諾により明示的に付与された本件ソフトウェアの使用権を除き、契約者に移転し、又は利用許諾されるものではありません。

第18条（知的財産権侵害の責任）

1. 当社は、契約者に対し、本件ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害しないことを保証します。
2. 契約者が、本件ソフトウェアの使用に関し、第三者から知的財産権又は営業秘密・ノウハウ等の侵害の申立てを受けたときは、以下の各号に掲げる事項が全て充たされることを条件に、当社は当該申立てにより契約者が支払うべきとされた損害賠償額を負担するものとします。但し、第三者からの申立てが契約者の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
 - (1) 契約者が第三者から申立てを受けた日から 10 営業日以内に、当社に対し当該申立ての事実及び内容を通知すること
 - (2) 契約者が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、当社に対して実質的な参加の機会及び全てについての決定権限を与え、並びに実務上可能な範囲内で必要な援助をすること
 - (3) 契約者の敗訴判決が確定すること又は当社が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること
3. 当社の責に帰すべき事由による知的財産権又は営業秘密・ノウハウ等の侵害を理由として本件ソフトウェアの将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、当社は、当社の判断及び負担により、（i）権利侵害のない他のソフトウェアとの交換、（ii）権利侵害している部分の変更、（iii）継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとします。
4. 本条は、本件ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害した場合の当社の責任の一切を定めたものです。

第19条（個人情報の取扱い）

1. 当社による個人情報の取扱いについては、当社が別途定める「プライバシーポリシー」（URL：<https://terms.gmo-healthtech.com/hc/ja/articles/42880473178777>）によるものとし、契約者は当該プライバシーポリシーに同意するものとします。

2. 当社は、契約者情報について、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとします。
3. 当社は、契約者情報について、バックアップのための保存をすることを除き、契約者の指示がない限り、閲覧、処理その他の取扱いをしません。但し、以下の各号に掲げる事由がある場合はこの限りではありません。
 - (1) 本件保守サービスを行うために必要なとき。
 - (2) 情報セキュリティのため契約者の送信データを監視、調査、分析等するとき。
 - (3) 法令等に基づくとき。
4. 当社は、前 2 項の規定に従って契約者情報を取り扱う場合、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。但し、契約者の同意がある場合又は法令等に基づく場合はこの限りではありません。
 - (1) 本件使用許諾契約を履行する目的以外では利用しないこと
 - (2) 契約者情報を第三者に提供しないこと
 - (3) 契約者情報の漏えい、滅失又は毀損をしないこと
 - (4) 違法又は不正な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による利用をしないこと
 - (5) 組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること
 - (6) 当社の従業員及び委託先の監督（委託先に当社と同等の個人情報保護に関する対策に講じさせることを含みます。）を行うこと
 - (7) 契約者情報の漏えい、滅失若しくは毀損又はこれらのおそれが生じた場合は、直ちに契約者に通知すること
 - (8) 契約者が法令等に基づいて当社に対して行う合理的に必要な書面監査に応じること
 - (9) 本件使用許諾契約が終了した場合、当社が保存する契約者情報を遅滞なく消去すること
5. 当社は、契約者情報を監視する義務を負いません。
6. 契約者は、個人情報保護法その他の法令等に従い、適法に個人情報を取得し、適切に管理するものとします。
7. 契約者は、その個人情報の取扱いに関して、プライバシーポリシーを定めて、公表しなければなりません。
8. 契約者の患者本人から、個人情報保護法に基づく開示等の請求等があった場合、契約者が自己の費用と責任において適切かつ迅速な処理を行うものとし、当社は処理の義務を負いません。
9. 契約者の契約者情報の取扱いに関し、患者本人から質問、問合せ又は苦情があった場合、契約者が自己の費用と責任において適切かつ迅速な処理を行うものとし、当社は処理の義務を負いません。

第20条（秘密保持義務）

1. 契約者及び当社は、一方当事者（以下「開示者」という。）から相手方当事者（以下「受領者」という。）に対し、本件使用許諾契約の締結及び履行（以下「本件目的」という。）に関連して、口頭、書面等その他開示の方法及び媒体を問わず、開示された情報のうち開示者が秘密であることを明示した情報（口頭で開示された情報については、開示の際に当該情報が秘密であることを明言したうえ、開示後 10 日以内に当該情報の内容及び当該情報が秘密である旨を書面等で受領者に通知した情報に限る。）（以下「秘密情報」という。）を、相手方が事前の書面等による承諾をした場合を除き、第三者に開示又は漏えいしてはなりません。但し、以下の各号に掲げる情報については、秘密情報に含まれません。
 - (1) 開示時に既に公知であった情報

- (2) 開示後に契約者が本条に違反することなく公知となった情報
 - (3) 開示時に受領者が既に適法に保有していた情報
 - (4) 受領者が秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 受領者が開示者から受領した秘密情報を使用することなく独自に開発したことを証明した情報
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、受領者は、合理的に必要な限度において、開示者に係る秘密情報を開示することができます。但し、第1号及び第2号の規定に基づき秘密情報を開示する場合には、受領者は、当該秘密情報の開示先に対し、開示する当該秘密情報に関して、本条において開示者に対して負っている義務と同等の秘密保持義務及びその他全ての義務を課し、かつ、当該開示先による当該義務の違反は、開示者との関係においては、受領者の本条の義務の違反とみなします。第3号の規定に基づき当該秘密情報を開示する場合には、受領者は、実務上可能な限度において、開示の時期、方法及び内容について、開示者と事前に協議したうえで当該秘密情報を開示し、開示した内容につき当該秘密情報を開示した後速やかに開示者に対して通知するものとします。
- (1) 本件目的に関連して秘密情報の開示を受ける必要のある、受領者（当社については当社の親会社を含む。）の役員等又は従業員に対して開示する場合
 - (2) 本件目的に関連して秘密情報の開示を受ける必要のある、受領者（当社については当社の親会社を含む。）の弁護士、公認会計士、税理士、司法書士又は法令等上若しくは契約上秘密保持義務を負う専門家又は業務委託先に対して開示する場合
 - (3) 法令等に基づき、裁判所、行政機関その他の公的機関に対して開示が義務づけられている場合
3. 受領者（当社については当社の親会社を含む。）の役員等又は従業員による開示者に係る秘密情報の漏えい又はそのおそれが発生した場合には、受領者は、直ちに開示者に通知したうえ、開示者の指示に従い、当該漏えいの是正又は防止のために必要な措置を講じるものとします。
4. 受領者は、善良な管理者としての注意義務をもって、開示者に係る秘密情報を管理するものとします。
5. 受領者は、開示者が事前に書面等により承諾した場合を除き、開示者に係る秘密情報を本件目的にのみ使用し、本件目的以外の目的で秘密情報の使用をしてはなりません。
6. 受領者は、本件目的のために必要となる場合を除き、開示者に係る秘密情報を含む書面等を複写又は複製してはなりません。
7. 受領者は、本件使用許諾契約が終了した場合又は開示者が請求した場合には、開示者の指示に従い、開示者に係る秘密情報を速やかに返還又は消去するものとします。

第21条（権利義務の譲渡等の禁止）

1. 契約者は、当社が事前に記名押印又は署名（電子署名を含みます。以下同じ。）がある書面等により承諾した場合を除き、本件使用許諾契約上の地位又は本件使用許諾契約に基づき発生する権利（本件使用許諾により付与された本件ソフトウェアの使用権を含みます。）若しくは本件使用許諾契約に基づき負担する義務を第三者に対して譲渡、承継、引き受けさせ、担保設定その他の処分をしてはならない。
2. 当社は、本件ソフトウェアに係る事業を第三者に譲渡し又は承継（合併、会社分割等による承継を含みます。）させる場合、本件使用許諾契約に基づく権利義務及び本件使用許諾契約上の地位を当該第三者に譲渡し、又は承継させることができるものとします。

3. 前項の場合、当社は、契約者の登録情報及び契約者情報を前項の第三者に承継させることができるものとします。

第22条（保証の限定）

1. 本件ソフトウェアは、本件使用許諾契約成立時点において当社が提示した仕様、機能及び品質で提供され、かつ、本件ハードウェアにインストールされた状態でのみ動作します。
2. 当社は、契約者に対して、本件ソフトウェアが、(i)契約者の特定の目的に適合すること、(ii)完全性があること、(iii)エラー、バグ、障害、不具合、セキュリティホールがないこと、若しくは生じないこと、又は(iv)本件ソフトウェアが中断なく使用できることについて、明示的又は黙示的に、保証をするものではありません。
3. 本件ソフトウェアにより保存された契約者情報のバックアップ機能は、補助として提供されるものであり、当社は、バックアップされた契約者情報の滅失又は毀損が生じないことについて、明示的又は黙示的に、保証するものではありません。

第23条（免責事項）

1. 契約者が、本件使用許諾契約に関連して、以下の各号に掲げる事由により損害を被った場合であっても、当社は責任を負いません。
 - (1) 第22条（保証の限定）の規定により、当社が保証しない事項
 - (2) 契約者による本件使用許諾契約又は本件ハードウェア無償提供契約の違反
 - (3) 契約者による第15条（契約者の義務）の違反
 - (4) 契約者設備
 - (5) 契約者設備のインターネット接続の欠陥、不具合又は障害
 - (6) 契約者設備のシステム障害
 - (7) 契約者設備に対するサイバー攻撃、不正アクセス、有害なプログラムの侵入又はハッキング
 - (8) 本件ハードウェアに契約者がインストールしたソフトウェア又はアプリケーション
 - (9) 契約者と患者の間の紛争
2. 前項の場合を除き、契約者が、本件使用許諾契約に関連して損害を被った場合は、債務不履行責任、不法行為その他の請求原因の如何を問わず、当社に故意又は過失があるときに限り、当社は責任を負担します。当該損害賠償責任は、通常生ずべき損害に限られ、特別の事情によって生じた損害（逸失利益を含みます。）については、当社による当該事情の予見の有無を問わず、責任を負いません。また、当該損害賠償責任の累計額は、請求の原因及び請求の個数の如何を問わず、契約者が当社に支払った本件使用料金の総額を上限とします。
3. 地震、台風、津波、噴火その他天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、伝染病、法令等の制定又は改廃、公権力による命令・処分その他政府による行為、争議行為、輸送機関又は電気通信事業者等の業務停止・事故・障害、その他不可抗力による本件使用許諾契約の全部又は一部（金銭債権を除く。）の債務不履行については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。

第24条（契約者の損害賠償責任）

契約者が、本件使用許諾契約に違反した場合は、当社に対し当該違反により生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第25条（事例の公表）

当社は、契約者が本件ソフトウェアを利用していることに関して、契約者の氏名又は名称

を公表することができます。但し、契約者が当社に反対の旨を通知した場合はこの限りではありません。

第26条（通知・周知）

1. 当社から契約者への通知は、契約者の登録情報における電子メールアドレスへの電子メール送信若しくは登録住所への郵送により行うものとし、当該通知が通常到達すべきである時に到達したものとみなします。
2. 契約者から当社へのお問い合わせ、通知及び連絡の方法は、電話、当社ウェブサイトにおける問合せ送信とします。

第27条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、相手方に対して、本件使用許諾契約成立日において、自ら、自らの取締役、監査役、理事、監事及び執行役員等の業務執行について重要な地位にある者、並びに主要な出資者（併せて本条において「役職員等」という。）が、反社会的勢力に該当していないことを表明、保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
2. 契約者及び当社は、相手方に対して、本件使用許諾契約成立日において、以下の各号のいずれにも該当していないことを表明、保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己又は役職員等が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) その他自己又は役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 契約者及び当社は、相手方に対して、自ら又は第三者をして以下の各号のいずれかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の運営にかかる業務を妨害する行為
 - (5) 反社会的勢力が役職員等となり、又は第2項各号に該当する行為
 - (6) 前各号に準ずる行為
4. 契約者及び当社は、本件使用許諾契約成立日後に、相手方において(i)第1項若しくは第2項に定める表明及び保証事項が虚偽若しくは不正となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、又は(ii)第1項から第3項に定める誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、通知・催告その他の手続を要することなく、かつ自己の債務を履行することなく、直ちに本件使用許諾契約の当事者間で締結された全ての契約の全部又は一部を解除することができます。
5. 前項による解除によっては、解除者の被解除者に対する損害賠償請求は妨げられず、被解除者は解除者から請求があり次第、解除者に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
6. 第4項による解除によって、被解除者に損害、損失、費用等が発生した場合でも、解除者は責任を負わないものとします。

第28条（輸出規制及び制裁）

1. 本件ソフトウェアには、米国の輸出・再輸出規制に関する法令及び他の法域で適用される同様の制裁法令（制裁当局（米国（米国財務省外国資産管理室（以下「OFAC」といいます。））、米国国務省等を含みますが、これらに限られません。）、国際連合、欧州連合及びその加盟国、英国財務省、日本国財務省等を含みます。）によって管理、施行又は執行される貿易、経済、金融制裁法）、制裁規制、禁輸措置及び制限措置（これには、米国商務省が管理する輸出管理規則（以下「EAR」）、米国財務省 OFAC が管理する貿易・経済制裁措置、及び米国国務省が管理する国際武器取引規則（以下「ITAR」といいます。）、日本国財務省・経済産業省が管理する外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）が含まれます。）が適用される場合があります。契約者は、本件使用許諾契約成立時において、以下の各号に掲げる事項が正確かつ真実であることを表明し、かつ、将来にわたっても確約するものとします。
 - (1) 米国が物品の禁輸を行っている国、又はその他制裁法令により経済制裁の対象となっている国に居住していないこと
 - (2) 適用される輸出・再輸出に関する法令、他の法域で適用される同様の法律、その他米国政府の禁止・制限対象者リストに記載されている取引禁止対象者又はこれらの者に所有もしくは支配（最終的な支配を含みます。）されている者ではないこと
 - (3) これらの制裁法令に違反することとなる可能性のある活動に従事していないこと
2. 契約者は、EAR 及び OFAC が管理する貿易・経済制裁措置並びに外為法等を含む全ての該当する輸出・再輸出規制に関する法令を遵守することに同意します。具体的には、契約者は、本件使用許諾契約に基づいて当社から受領した製品、ソフトウェア、技術（当該技術から派生した、又は当該技術に基づく製品を含みます。）、サービスを、EAR 及び OFAC が管理する貿易・経済制裁措置、又は米国若しくはその他の法域の適用される法令（外為法を含みます。）で禁止されている目的地、団体、個人に対して、これらの法令で必要とされる事前承認を管轄政府機関から得ることなく、直接的又は間接的に、使用、販売、輸出、再輸出、移転、転用、リリース、又はその他の方法で処分しないことに同意します。

第29条（存続条項）

本件使用許諾契約が、解除その他の原因の如何を問わず、終了した場合であっても、本規約中、第8条（当社による解約）第1項柱書後段、第2項後段、第3項及び第4項、第13条（禁止事項）、第16条（使用料金及び支払方法）第4項及び第5項、第18条（知的財産権侵害の責任）第2項及び第4項、第19条（個人情報情報の取扱い）第4項第9号、第20条（秘密保持義務）から第24条（契約者の損害賠償責任）、第27条（反社会的勢力の排除）から第34条（協議事項）までの規定は、引き続き完全な効力を有するものとします。

第30条（完全合意）

本規約は、本規約の対象事項に関する契約者及び当社の間の完全なる合意を構成し、当該対象事項に関して、本件使用許諾契約の成立前になされた、契約者及び当社の間の合意に取って代わります。

第31条（分離可能性）

本規約の規定の一部が、法令等により無効又は執行不能となった場合であっても、本規約のうち無効又は執行不能とされた規定以外の規定は引き続き完全な効力を有するものとします。

第32条（準拠法）

本件使用許諾契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

第33条（裁判管轄）

契約者及び当社は、本件使用許諾契約に関する一切の事項については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第34条（協議事項）

本規約に定めのない事項、又は本規約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、契約者及び当社が誠実に協議のうえ、解決するものとします。

[以下余白]